

船舶の抹消登録申請手続について (総トン数20トン以上の日本船舶)

根拠法令：船舶法第14条第1項

申請対象者：船舶所有者（又は船舶所有者から委任を受けた海事代理士）

提出時期：抹消登録すべき事実が発生した日から2週間以内

申請書様式：船舶登録・船舶国籍証書書換等申請書

添付書類

(海外売船による国籍喪失の場合)

- ・売買契約書、譲渡契約書（写）
海上運送法第44条の2の規定により届出を要する船舶の場合、売買契約書等に代えて海外譲渡に伴う届出書（写）を添付する。
- ・引き渡しに関する書面（写）
- ・輸出許可通知書（写）
- ・返信用封筒及び切手（法務局発行の嘱託書副本（登記済証）を希望する場合に限る）

(解撤の場合)

- ・地方運輸局、運輸支局等が発行した解撤証明書等
- ・返信用封筒及び切手（法務局発行の嘱託書副本（登記済証）を希望する場合に限る）

(沈没、滅失の場合)

- ・船員法第19条の規定による報告書（海難報告書）の写し（当該官庁の証明を得たもの）
- ・返信用封筒及び切手（法務局発行の嘱託書副本（登記済証）を希望する場合に限る）

(改測の結果20ト未満であることが判明した場合)

- ・改測を行った管海官庁が交付した通知書
- ・返信用封筒及び切手（法務局発行の嘱託書副本（登記済証）を希望する場合に限る）

手数料（所定の様式に収入印紙を貼付）

- ・登録手数料（抹消） 6,700円（船舶法施行細則第48条）
なお、証明書は発行されませんので、必要な方は別途、登録事項証明書を請求してください。

提出窓口：最寄りの地方運輸局（神戸運輸監理部、沖縄総合事務局を含む）又は運輸支局（事務所）

受付時間、交付日時等：提出先にお問い合わせください。

国土交通省

北海道運輸局海上安全環境部船舶安全環境課	: 011-290-2771
東北運輸局海上安全環境部船舶安全環境課	: 022-791-7516
関東運輸局海上安全環境部監理課	: 045-211-7222
北陸信越運輸局海上安全環境部	: 025-244-6113
中部運輸局海上安全環境部船舶安全環境課	: 052-952-8021
近畿運輸局海上安全環境部監理課	: 06-6949-6423
神戸運輸監理部海上安全環境部船舶安全環境課	: 078-321-7052
中国運輸局海上安全環境部船舶安全環境課	: 082-228-8794
四国運輸局海上安全環境部船舶安全環境課	: 087-825-1189
九州運輸局海上安全環境部監理課	: 092-472-3173
沖縄総合事務局運輸部船舶船員課	: 098-862-1454